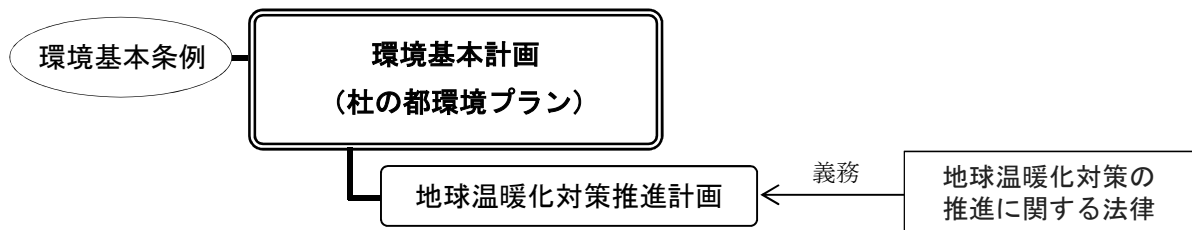


「杜の都環境プラン」及び「仙台市地球温暖化対策推進計画」の改定について

国の温室効果ガス削減目標の引き上げ等を踏まえ、令和3年3月に策定した「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)[2021-2030]」及び「仙台市地球温暖化対策推進計画[2021-2030]」の改定について、環境審議会へ諮問するもの。

1 計画の位置づけ

- 「仙台市環境基本計画(杜の都環境プラン)」は、仙台市環境基本条例第8条に基づき、本市の環境の保全及び創造に関わる施策の基本的な方向を定めるもの。
なお、仙台市議会の議決事件に関する条例第2条に基づき、仙台市基本計画と並び、策定や変更には議会の議決を要する。
- 「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第3項に基づき、策定が義務付けられている「地球温暖化対策推進計画」については、環境プランの個別計画として位置付けている。



2 計画改定の背景

- 令和3年10月に国の「地球温暖化対策計画」が改定され、2030年度(令和12年度)における温室効果ガス削減目標が2013年度(平成25年度)比26%から46%へ引き上げられた。
※本市の2030年度(令和12年度)における削減目標は2013年度(平成25年度)比35%
- また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正により、政令市等において、新たに再生可能エネルギーの導入目標等の設定が義務化された。
- 本市としても、こうした国の動きを踏まえ、脱炭素都市の実現に向けた取り組みをさらに加速させるため、令和7年度(2025年度)に予定する中間評価に先立ち、「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)[2021-2030]」及び「仙台市地球温暖化対策推進計画[2021-2030]」の見直しを行う必要がある。

3 主な見直しの内容

- 「仙台市地球温暖化対策推進計画」について、2030年度温室効果ガス削減目標の見直し、再エネ導入目標等の設定及び、それらの達成に向けた施策の追加・拡充を中心とした改定を行う。
- 「杜の都環境プラン」については、「脱炭素都市づくり」の分野など、「仙台市地球温暖化対策推進計画」の改定に伴い必要となる部分の改定を行う。

4 審議の進め方（案）

「仙台市地球温暖化対策推進計画」の改定について、以下のとおり検討部会を設置し、専門的・集中的な検討を行い、適宜、その状況を環境審議会で報告を受けながら審議を進める。

（1）部会名称

「仙台市地球温暖化対策推進計画」改定検討部会

（2）位置づけ

仙台市環境審議会の組織及び運営に関する規則第7条に基づく部会

（3）構成

環境審議会の委員から以下の方により構成

- ・ 地球温暖化対策等に係る専門知識や知見を有する学識経験者
- ・ 事業者団体の代表者
- ・ 市民団体の代表者